


第5次 井川町男女共同参画計画

令和8年3月

秋田県井川町 

もくじ

第1章 計画の基本的な考え方	1
1. 計画策定の趣旨	1
2. 計画の位置づけ	2
3. 計画の期間.....	2
4. 計画の基本目標	2
第2章 計画の体系と施策内容	3
1. 計画の体系.....	3
2. 数値目標と定性的目標.....	3
3. 基本目標1 誰もが活躍できる環境づくり	4
4. 基本目標2 誰もが安全・安心に暮らせる社会づくり	5
5. 基本目標3 男女共同参画を推進する基盤づくり	7
第3章 計画の推進体制	8
1. 推進体制	8
2. 計画の進行管理	8

第 1 章 計画の基本的な考え方

1. 計画策定の趣旨

男女共同参画社会基本法では、男女共同参画社会を「男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会」と定義しています。

国においては、平成 11 年の同法制定以降、男女共同参画社会の実現に向けた取組を進めてきました。平成 27 年には女性活躍推進法が制定され、女性の活躍推進に向けた取組が強化されています。さらに、令和 2 年策定の「第 5 次男女共同参画基本計画」では、「誰もが性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮できる社会」の実現を目指しています。秋田県においても、平成 14 年に秋田県男女共同参画推進条例を制定し、施策を総合的に推進しており、令和 8 年度からは「第 6 次秋田県男女共同参画推進計画」がスタートします。

本町においても、第 1 次から第 4 次にわたる計画に基づき、男女共同参画に関する取組を推進してきました。しかしながら、少子高齢化や人口減少の進行、働き方の多様化やデジタル化の進展など、社会経済情勢は大きく変化しており、新たな課題への対応が求められています。

地域社会の活力を維持・向上させるためには、性別にかかわらず誰もが能力を発揮できる環境づくりが不可欠です。一方で、依然として固定的な性別役割分担意識は根強く、政策・方針決定過程への女性の参画も十分とは言えません。加えて、仕事と家庭の両立支援、DV や孤独・孤立問題への対応、防災分野における女性参画など、取り組むべき課題は多岐にわたっています。

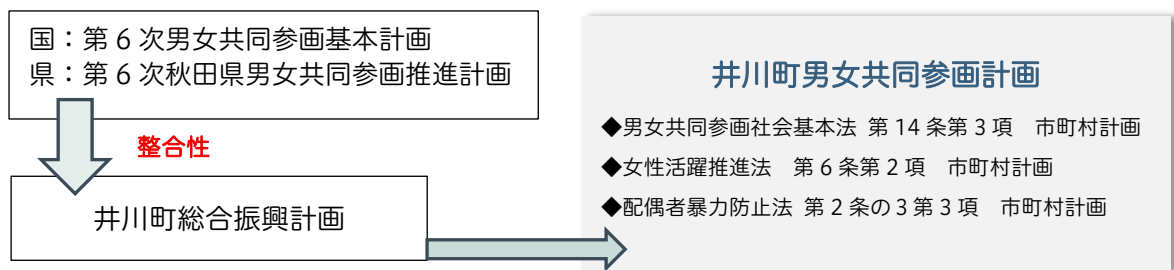
このような状況を踏まえ、本町における男女共同参画社会の実現に向けた施策を総合的かつ計画的に推進するため、ここに「第 5 次井川町男女共同参画計画」を策定します。



2. 計画の位置づけ

本計画は、男女共同参画社会基本法第14条第3項に基づく「市町村男女共同参画計画」として位置づけるとともに、女性活躍推進法第6条第2項に基づく「市町村推進計画」及び配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（配偶者暴力防止法）第2条の3第3項に基づく「市町村基本計画」を包含するものとします。これにより、女性の活躍推進や配偶者からの暴力防止に関する施策を一体的に推進します。

また、井川町総合振興計画を上位計画とし、国の第6次男女共同参画基本計画及び秋田県の第6次秋田県男女共同参画推進計画との整合性を図りつつ、本町の実情に即した施策を展開します。



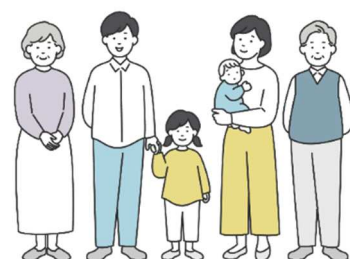
3. 計画の期間

本計画の期間は、令和8年度（2026年度）から令和12年度（2030年度）までの5年間とします。ただし、期間中であっても、社会経済情勢の著しい変化や関連法令の改正等があった場合には、必要に応じて計画の見直しを行います。

4. 計画の基本目標

この計画では、以下の3つの基本目標を掲げ、男女共同参画社会の実現を目指します。

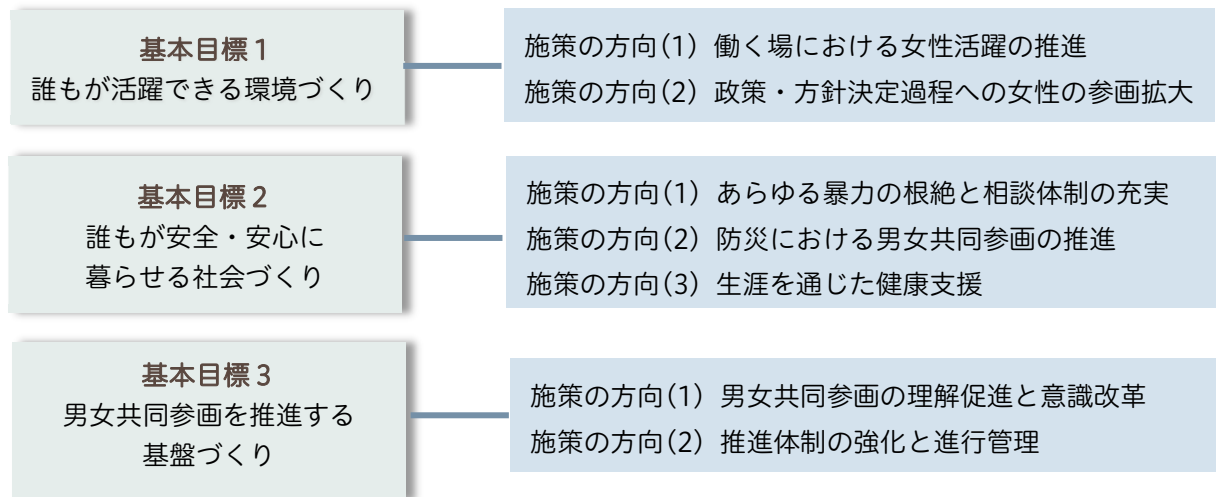
- 基本目標1 誰もが活躍できる環境づくり
- 基本目標2 誰もが安全・安心に暮らせる社会づくり
- 基本目標3 男女共同参画を推進する基盤づくり



第 2 章 計画の体系と施策内容

1. 計画の体系

井川町男女共同参画計画（計画期間：令和 8 年度～令和 12 年度）



2. 数値目標と定性的目標

計画の進捗状況を把握するため、以下の目標を設定します。

【数値目標】

項目	現状値(R7年度)	目標値(R12年度)
審議会における女性委員の割合	16.7%	30%
女性委員がない審議会の数	4	0
町職員の女性管理職の割合	0%	14%

※審議会等とは、地方自治法第 202 条の 3 に基づく附属機関をいいます。

【定性的目標】 数値目標以外にも、以下の取組を推進します。

- 町職員の女性活躍の推進
- 防災分野における女性の参画促進
- 男女共同参画の理解促進

3. 基本目標 1 誰もが活躍できる環境づくり

施策の方向(1) 働く場における女性活躍の推進

【現状と課題】

女性の就業率は上昇傾向にあります。依然として管理職に占める女性の割合は低く、指導的地位への登用は十分に進んでいない状況です。また、出産・育児を機に離職する女性も少なくなく、継続的なキャリア形成を阻む要因となっています。

働く場における女性活躍を推進するためには、固定的な性別役割分担意識を解消し、企業等における女性の登用促進やワーク・ライフ・バランスの推進、多様な働き方の実現に向けた環境整備が必要です。

【具体的な取組】

■ 職場における女性活躍の推進

- ・ ワークライフバランスに関する情報提供と啓発
- ・ 男女雇用機会均等法等の関係法令の周知徹底

■ 多様な働き方の実現と男性の家庭参画

- ・ テレワークや短時間勤務等、柔軟な働き方に関する情報提供
- ・ 育児・介護休業制度の周知・啓発
- ・ 男性の育児休業取得促進に向けた意識啓発

■ 再就職・起業支援

- ・ 職業訓練や資格取得に関する情報提供
- ・ 女性の起業・創業に向けた支援情報の提供



施策の方向(2) 政策・方針決定過程への女性の参画拡大

【現状と課題】

政策・方針決定過程への女性の参画は、多様な視点を取り入れ、社会全体の意見をよりの確に施策へ反映させるために極めて重要です。

本町においては、審議会等における女性委員の割合は依然として低く、女性委員が登用されていない審議会等も存在します。このため、審議会等への女性の積極的な登用を推進し、政策・方針決定過程への女性の参画拡大を図る必要があります。

【具体的な取組】

■ 審議会等への女性の登用促進

- ・ 審議会等における女性委員の割合の向上
- ・ 女性委員がいない審議会等の解消
- ・ 委員改選時における女性の積極的な登用

■ 町職員の女性活躍の推進

- ・ 女性職員の管理職への登用推進
- ・ 男女ともに働きやすい職場環境の整備



4. 基本目標 2 誰もが安全・安心に暮らせる社会づくり

施策の方向(1) あらゆる暴力の根絶と相談体制の充実

【現状と課題】

配偶者等からの暴力(DV)、性犯罪・性暴力、セクシュアルハラスメント、ストーカー行為など、女性に対する暴力は、女性の人権を著しく侵害するものであり、決して許されるものではありません。暴力の根絶に向けては、暴力を許さない社会づくりを進めるとともに、被害者が安心して相談できる環境の整備や、関係機関との連携による切れ目のない支援が必要です。

【具体的な取組】

- 暴力を許さない意識の啓発
 - ・ DV 防止や若年層を対象としたデート DV に関する啓発
 - ・ セクシュアルハラスメント、パワーハラスメント等の防止啓発
- 相談体制の充実と被害者支援
 - ・ 相談窓口の周知徹底、県や関係機関と連携した相談対応
 - ・ 被害者の安全確保と自立に向けた支援
- 関係機関との連携強化
 - ・ 警察、県、民間支援団体等との連携、DV 対策ネットワークの構築
 - ・ 支援者向け研修の実施

施策の方向(2) 防災における男女共同参画の推進

【現状と課題】

災害時には、男女のニーズの違いや、高齢者、乳幼児、妊産婦など多様な配慮が必要な人々への対応が求められます。避難所の運営や物資の配布等において、女性の視点が欠如すると、プライバシーの確保や衛生用品の不足など、深刻な問題が生じる可能性があります。このため、平常時から防災の政策・方針決定過程への女性の参画を促進し、女性の視点を取り入れた防災対策を推進する必要があります。

【具体的な取組】

- 防災分野への女性の参画促進
 - ・ 防災会議への女性委員の登用推進
 - ・ 女性消防団員の活動支援
- 女性の視点を取り入れた防災対策
 - ・ 避難所運営における女性の視点の反映
 - ・ 女性や子育て家庭に配慮した備蓄品の整備
 - ・ 防災訓練への女性の参加促進
- 防災に関する啓発活動
 - ・ 男女共同参画の視点からの防災啓発
 - ・ 地域における防災意識の向上と災害時要援護者への配慮、災害時の支援体制の周知



施策の方向(3) 生涯を通じた健康支援

【現状と課題】

男女がともに生涯にわたって健康で充実した生活を送るためには、心身の健康を保持・増進することが不可欠です。特に女性は、妊娠・出産・更年期など、ライフステージごとにホルモンバランスの変化等による特有の健康課題に直面します。また、男性においても長時間労働等による生活習慣病のリスクやストレス対策が課題となっています。

このため、男女それぞれの特性を踏まえた、生涯を通じた健康支援が必要です。

【具体的な取組】

■ 妊娠・出産・子育て期の切れ目ない支援

- ・ 妊婦健康診査及び産後ケア事業の充実
- ・ 乳幼児健康診査の実施と育児相談

■ 健康づくりの推進

- ・ 各種がん検診（女性特有のがん検診含む）の受診勧奨
- ・ 健康教育・健康相談の実施
- ・ 生活習慣病予防の推進

■ こころの健康づくり

- ・ こころの健康に関する相談体制の充実
- ・ 自殺予防対策の推進（ゲートキーパー養成等）と関係機関と連携した支援



5. 基本目標 3 男女共同参画を推進する基盤づくり

施策の方向(1) 男女共同参画の理解促進と意識改革

【現状と課題】

男女共同参画社会の実現には、社会全体に根強く残る固定的性別役割分担意識の解消や、一人ひとりが互いを尊重し合う意識の醸成が不可欠です。このため、広報・啓発活動を通じて、男女共同参画への理解を深めるとともに、家庭や地域における男性の家事・育児・介護への参画意識を高めることが求められています。

【具体的な取組】

■ 広報誌等による情報発信

- ・ 広報やホームページでの男女共同参画に関する情報発信
- ・ 男女共同参画週間（6月23日～29日）における啓発

■ 学習機会の提供と意識啓発

- ・ 県や関係機関と連携した講座・研修会の開催
- ・ 町民向けセミナーの実施や啓発資料の配布
- ・ 次世代を担う子どもたちへの男女共同参画教育の推進

■ 固定的性別役割分担意識の解消

- ・ 「男は仕事、女は家庭」といった性別による役割分担意識の解消に向けた啓発
- ・ 多様な生き方を尊重する意識の醸成
- ・ 無意識の思い込み（アンコンシャス・バイアス）への気づきを促す取組

■ 男性の家事・育児・介護への参画促進

- ・ 男性の家事・育児・介護への参画促進に関する啓発
- ・ 夫婦や家族で家事・育児を考える機会の提供



施策の方向(2) 推進体制の強化と進行管理

【現状と課題】

男女共同参画を全庁的に推進するためには、庁内における意識の浸透と、計画の進捗状況を適切に管理・評価することが重要です。また、より効果的な施策を展開するため、県や関係機関との連携を強化し、広域的な視点を持って取り組むことが求められています。

【具体的な取組】

■ 庁内推進体制の整備

- ・ 全庁的な推進体制の強化と各課連携の推進
- ・ あらゆる施策における男女共同参画の視点の反映

■ 計画の進行管理

- ・ 数値目標の達成状況の確認
- ・ 計画の進捗状況の点検・評価と必要に応じた施策の見直しと改善

■ 県や関係機関との連携強化

- ・ 秋田県との連携・協力
- ・ 近隣市町村や関係団体との連携・情報交換



第3章 計画の推進体制

1. 推進体制

本計画を効果的に推進するため、以下の体制で取り組みます。

(1) 全庁的な推進

男女共同参画の推進は、行政のあらゆる分野に関わる重要課題であるため、全庁的な推進体制を構築します。関係各課が緊密に連携し、あらゆる施策に男女共同参画の視点を取り入れます。また、職員一人ひとりが男女共同参画の理念を深く理解し、日常業務の中で実践できるよう、研修等を通じた意識啓発に努めます。

(2) 県や関係機関との連携

秋田県、近隣市町村及び関係団体との連携を強化し、情報の共有や広域的な課題解決に向けた協力体制を築きます。特に、秋田県が実施する研修や講座等の情報を積極的に町民へ提供するとともに、県と連携した効果的な啓発活動を展開します。

(3) 町民・事業者との協働

男女共同参画社会の実現には、町民や事業者の理解と協力が不可欠です。広報・啓発活動を通じて、男女共同参画への理解を深めるとともに、町民・事業者との連携・協働を推進します。また、町民や事業者からの意見や要望を聴取し、施策への反映に努めます。

2. 計画の進行管理

計画の着実な推進を図るため、以下のとおり進行管理を行います。

(1) 数値目標の達成状況の確認

毎年度、設定した数値目標の達成状況を確認・検証し、施策の進捗を把握します。目標の達成に向けて、関係各課が連携して取り組みを強化します。

(2) 計画の進捗状況の報告

計画の進捗状況について、議会への報告や町民への公表を行い、行政運営の透明性の確保に努めます。また、町のホームページ等を通じて、広く情報を発信します。

(3) 施策の評価と見直し

社会情勢の変化や施策の進捗状況を踏まえ、必要に応じて施策の点検・評価と見直しを行います。特に、数値目標の達成が困難な場合は、その要因を分析し、より効果的な対策を講じます。